

滋賀県パートナーシップ宣誓制度 導入後の状況について

令和6年11月25日

1. 「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」について

- ◆ 性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を深める
- ◆ パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応える
- ◆ 生活上の不便の軽減につなげる

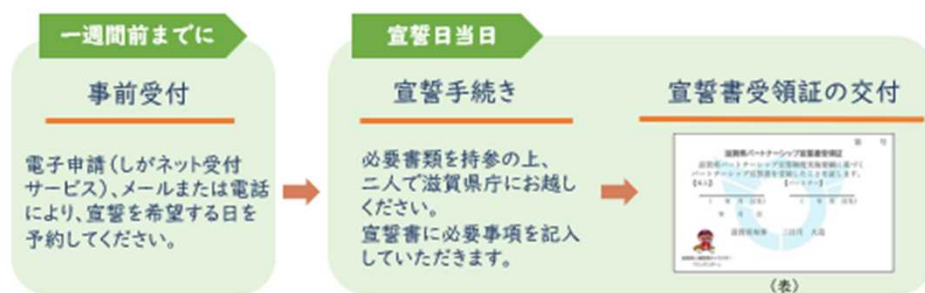
すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指す

➡ 令和6年9月1日より制度開始

1. 「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」について

◆対象者 一方または双方が性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者である二人

◆手続きの流れ



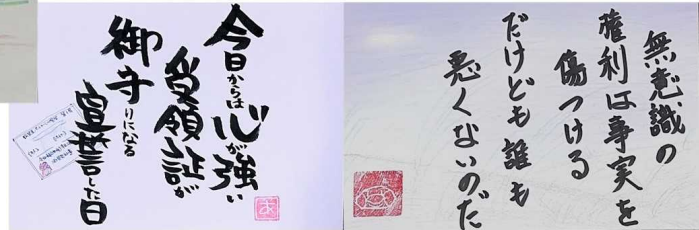
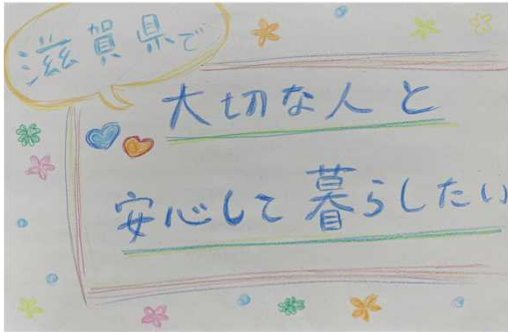
2. 宣誓の状況

令和6年11月6日現在

11組の申し出

うち、8組が宣誓され、宣誓書受領証を交付

宣誓者の メッセージ



3. 制度の周知 (1) 県ホームページ

人権

注目情報

- ・ 滋賀県パートナーシップ宣誓制度について

用途

閉じる

お知らせ

閉じる

- ・ 2024年11月1日 人権啓発のご紹介 (シンセンターのページ)
- ・ 2024年11月1日 滋賀県パートナーシップ宣誓制度について
- ・ 2024年11月1日 滋賀県内の人権に関する講演会などの情報
- ・ 2024年10月15日 性の多様性について理解を深めましょう

<目次>

1. 制度の概要
2. 宣誓をすることができる方
3. 手続きの流れ
4. 必要な書類
5. 宣誓後の手続き等について
(宣誓書の記載事項の変更、宣誓書受領証等の再交付・返還、申告等)
6. 宣誓状況
7. 本制度に対応する行政サービス等について
8. 県民・事業者等の皆様へのお願い
9. 要綱等関係様式
10. よくある質問

3. 制度の周知 (2)リーフレット

5,000部作成、配布

- ・県、市町の窓口
- ・相談機関

その他、イベントや
説明の機会に配布



4. 制度への理解(サービスの提供) (1)市町

令和6年11月6日現在

協力市町 6市

(大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、甲賀市、米原市)

- 市営住宅の入居、犯罪被害者見舞金の支給、
- 住民票の続柄記載(同居人→縁故者)、
- り災証明の申請、救急搬送証明の申請、
- 市職員の休暇・手当等

→ 今後も引き続き理解を求めていく。


4. 制度への理解(サービスの提供)

(2) 民間事業者等

制度の説明を行い、サービスの提供とともに、従業員に対する休暇・手当等の制度の見直しについて理解を求める。

(説明を実施・実施予定)

- ・滋賀経済団体連合会
- ・滋賀人権啓発企業連絡会

 今後、病院管理者や賃貸住宅管理事業者等にも理解を求めていく。

5. 自治体間連携の開始

宣誓者が県外に転居された場合の手続きを軽減するため、大阪府からの呼びかけにより、11月1日より本県も参画することとした。

169自治体(19府県、150市町)

宣誓者が連携自治体に転居する際、以下の3点の手続きが不要

- 転出した自治体への宣誓書受領証の返還
- 再度の宣誓
- 独身証明書または戸籍抄本の提出

6. 今後に向けて

制度の導入を機に、
性の多様性への県民の理解を深め、
LGBT等の当事者の方々が暮らしやすい県になるよう、
取り組みを進めていきたいと考えています。



滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー